

青森県報

第十九百十五号

平成十三年八月三十一日(金曜日)

青森県知事 木村守男

告示

一 講習区分並びに日時及び場所

- 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施………(消防防災課) ……一
 ○漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二

教育委員会

- 青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程の一部を改正する訓令……………(県立学校課) ……二
 ○型式の検定適合遊戯機……………(企画課) ……三

告示

青森県告示第四百九十四号

消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第十七条の十に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次とおり実施するので、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の十七第三項の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(昭和四十九年消防庁告示第二号)第四の一の規定により公示する。

日 時	場 所
平成十三年十月四日 午前九時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一 青森厚生年金休暇センター
平成十三年十月二十五日 午前九時から午後五時まで	青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館

2 警報設備講習(第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士)

日 時	場 所
平成十三年十月五日 午前九時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一 青森厚生年金休暇センター
平成十三年十月二十六日 午前九時から午後五時まで	青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年以内に講習を受講していない者
 2 前回の講習を受けた日から五年以内に講習を受講していない者
 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
八戸市大字沢里字古宮二六の一 青森厚生年金休暇センター	平成十三年九月三日から 同月二十一日まで
青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館	平成十三年九月二十五日から 同年十月十五日まで

郵送の場合には、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇番一一号 青森県警察本部交通管制センター二階
社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話青森七三二局五一〇〇番）へ問い合わせること。

青森県告示第四百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第一項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十三年八月三十一日

青森県知事 木村守男

發 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称
下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一番地 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五番地三 下北郡風間浦村大字蒲野沢字稻崎二番地 齋藤栄藏	手間本政信 杉本輝喜 石持

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十一号

府 内 一
各 県 立 高 等 学 校

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年八月三十一日

青森県教育委員会教育長 佐藤正昭

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程の一部を改正する訓令

青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程（昭和五十二年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）を次のように改正する。

表青森県立田名部高等学校の項を次のように改める。

青森県立田名部高等学校	上北郡横浜町字家ノ前川目、字大豆田、字稻荷平、字梨木平、字夷ヶ沢平、字獅子沢平、字中畠、字鶴沢、字川太郎川目、字有畠、字苗代川目、字下苗代川目、字大畠、字林尻及び字浜田（いずれも横浜町立小中学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年十二月横浜町教育委員会規則第六号）に基づき横浜町教育委員会が横浜町立有畠中学校の通学区域としている地域に限る。）	同 右	CR・ブンドリкиングJ	同 右	CRファイヤーボールJ	同 右	CR自己中心派	同 右	CRがんばりマッスル	同 右	魔人王国SV	同 右	アースマークス	同 右	ゴルゴ13	同 右	ライジング2	同 右	ジャックナイフ	同 右	株式会社ロデオ
-------------	---	-----	--------------	-----	-------------	-----	---------	-----	------------	-----	--------	-----	---------	-----	-------	-----	--------	-----	---------	-----	---------

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の青森県立高等学校の隣接通学区域からの入学の調整に関する規程の規定は、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、この訓令の施行の日から適用日の前日までの間において高等学校に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一